

第2回乳幼児睡眠用製品専門部会議事要録（案）

I 日 時：2025 年 7 月 24 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分

II 場 所：一般財団法人製品安全協会 会議室 及び Microsoft teams meeting system

III 出席状況：

委員：

本人出席 18 名

委任状 1 名

出席者計 19 名

欠席者 1 名

オブザーバー：

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課

経済産業省 製造産業局 生活製品課

消費者庁消費者安全課

こども家庭庁成育局母子保健課

こども家庭庁成育局安全対策課

事務局：

一般財団法人製品安全協会：高島理事長、関専務理事、菅参与、ほか関係者

IV 配布資料：

(0) 議事次第

(専 2)-1 乳幼児睡眠用製品専門部会委員名簿

(専 2)-2 第1回乳幼児睡眠用製品専門部会議事要録（案）

(専 2)-3-1 ISO-24929 シリーズの概要

(専 2)-3-2 ISO-24929-1（和訳）（委員限り）

(専 2)-3-3 ISO-24929-2（和訳）（委員限り）

(専 2)-3-4 ISO-24929 における乳幼児寸法と日本のデータの比較

(専 2)-4-1 バシネットの基準作成方針

(専 2)-4-2 バシネットの基準案

(専 2)-5-1 ベッドサイドスリーパーの基準作成方針

(専 2)-5-2 ベッドサイドスリーパーの基準案

(専 2)-6-1 幼児用ベッドガードの基準改正方針

(専 2)-6-2 幼児用ベッドガードの基準改正案

V 議 事 :

1. 開催挨拶 :

- ・製品安全協会/高島理事長より開催の挨拶を行った。

2. 開会

- ・西田委員長より開会の挨拶を行ったあと、事務局より資料の確認を行った。
- ・以下、西田委員長が議長となり、議事進行を行った。

3. 乳幼児睡眠用製品の作成・改正方針及び SG 基準案の検討について

(1) ISO24929 の紹介

事務局より乳幼児用品全般についての安全基準の指針となる ISO-24929 について、資料「(専 2)-3-1 ISO-24929 シリーズの概要」を用い説明があった。

その後、資料「(専 2)-3-4 ISO-24929 における乳幼児寸法と日本のデータの比較」を用い、今回の専門部会で検討している製品の対象月齢においては、ISO-24929 で用いられている乳幼児の寸法データと、日本国内での実測データ(厚生労働省等の計測データ)とでは大きな違いがないため、ISO のデータを参考に基準値を検討してはどうかとの提案があった後、質疑応答を行った。

河村委員: 資料 3-4 で体重・身長をみると大きな違いがないとの説明であったが、これは月齢が小さい場合の話なのか? 月齢によっては差が大きいと思われるが。

事務局: 月齢が大きくなると差がでてきているが、今回対象としている製品の対象月齢(最大 24 か月)に限ると大きな違いはないため問題ない考える。

井上委員: 日本の頭囲のデータで、月齢が大きくなると頭囲が小さくなっている箇所がある。データが間違っていないか。

事務局: 3~6 か月と 9 か月以降のデータは標準偏差が大きい。日本のデータのサンプリング数が十分に取れていない可能性があると思う。

井上委員: サンプル等の問題で現実的ではないかもしれないが、生死に関わる事象がおこっている場合は、頭囲等個別箇所での日本人のデータを参考にすべきではないかと思っている。

事務局: ご指摘の通りだが、24 か月ぐらいまでであれば 10%も差がないので問題ないと考えている。また、日本のデータは標準偏差が大きく、現実と乖離している可能性もあり限界があるとも考えている。

野口委員: 頭囲については人間生活工学センターのデータなどもご参考いただきたい。

事務局: 人間生活工学センターについては承知しているが、データのサンプル数が限られていることもあり、健診のときにとっていると思われサンプル数が多い厚生労働省のデータをベースにしながら考えた方がよいと感じている。

西田委員長：頭囲等については相当数計測したデータを持っているので提供する。海外の子供は頭の形を見ていると日本人と違っている印象がある。進めていく上では日本人の寸法をよく検討する必要があると思う。

事務局：体の各部位の寸法は基準を検討する上で大事なポイントであるため、確認していきたい。

永田委員：産総研のデジタルヒューマンセンターと乳幼児の月齢モデルを作った際、ワコールのデータをベースにデジタルモデルを作った記憶がある。

事務局：参考になるようなデータがあれば共有してほしい。確認しながら進めていきたい。

西田委員長：その資料についてはよく知っており情報提供する。基本的な考え方としては ISO のデータや日本のデータを参考に基準を検討する方向でよいと考える

(2) バシネットの SG 基準の検討

事務局より資料「(専 2)-4-1 バシネットの基準作成方針」、「(専 2)-4-2 バシネットの基準案」を基に基準案の方向性、具体的な基準案について説明があり以下の質疑応答があった。

山地委員：寝床の傾斜は 10° までとの話であったが、市場には最大 30° まで傾斜が可能な製品をみかける。 10° の理由を教えてください。

事務局：傾斜角が大きいと乳幼児が向きを変えるのに必要な力が大きくなるとの研究があり、5 月程度の子供の場合、危険な状況から脱出できなくなる可能性が高くなることから欧米では最大 10° と定められている。

山地委員：市場に売られているものとの乖離があるため、傾斜角についての危険性等については啓発が必要だと感じた。

事務局：リクライニング角度については日本の社会ではあまり認識されていないようなので啓発していく必要があると考えている。

西田委員長：ご指摘のように市場の製品と乖離がある状況であるため、啓発も含めて今後はリクライニング角度についても基準化していく必要があると思う。死亡事例が多く、傾斜が大きいと寝返りのあと戻せないとのことでアメリカでは禁止となった。

曾川委員：寝床部分を台座から取り外して使用できるような製品も本基準の適用範囲に含まれるのか？

事務局：米国では、外して使用する場合、不安定な場所に置いて使用する誤使用の懸念があるため、寝かしつけるのは禁止されている。ただ、畳文化である日本においては床に置くことは考えられる。床であれば安定し、転落のリスクも小さいと考えられるため、床に置く使い方は認める方向で検討してよいとは思っている。

井上委員：寝床の固さについての基準案があり、これは柔らかいとうつ伏せ等になった際の窒息を防止するためと思われるが、この基準案はどのような考え方に基づいているのか教えてほしい。

事務局：ご指摘の通り、うつ伏せになった際口鼻が塞がれない硬さを要求している。欧米では、ある一定の重さの錘で負荷をかけた際にマットレスが大きく沈みこまないことで評価している。なお、欧米においては側面（バンパー）においても柔らかい素材は禁止しておりこれも基準に含まれている。

井上委員：医療機関では、視認性を確保し危険が察知しやすいように、ベッド側面に透明な素材を使用したものが使われている。SG 基準に入れるのは現実的でないかもしれないが、このような考え方もあってよいと思う。

事務局：安全確保の観点で興味深いが、欧米の基準では視認性を求める要件は入っていない。

石崎委員：バシネットをインターネットで検索すると、航空機の簡易ベッドが検索される。またベッドサイドスリーパーについても5か月までの乳児が添い寝するための製品が検索される。本基準で想定しているものと違うと思われ、消費者が混乱する懸念はないか？

事務局：呼び名については欧米間でも違いあり、検討したが適当なものがなかった。そのため、今回の基準制定でこれらの言葉を定義しなおすことを考えている。

蒲谷委員：衣服が引っかからないための支柱の基準について、支柱から76mmは誤植と思われる。また、突き出しが1.5mmとあるが、これもPSCの乳幼児ベッドの基準では15mmとなっており誤植ではないか？

事務局：誤植であるため訂正する。

→後日確認したところPSCとASTM（米）では、考え方が違い、1.5mmについては誤植でないことが分かった。ASTMについては、突き出し自体を認めていないと考えられる。

蒲谷委員：硬質の側面には開口部がないことが基準案に含まれているが、バシネットの側面は硬質の素材である必要があるのか？

事務局：硬質の場合の基準であり、必ずしも硬質である必要はない。柔らかいものについては別の基準でみている。

蒲谷委員：PSCの乳幼児用ベッドでは床板から15cmが硬質の素材であることが定められているが、バシネットでは必要ないのか？

事務局：PSCではマットレスとのすき間ができにくいように15cmの硬質部分を要求している。バシネットにおいては25mmのすき間ができない基準がこれに相当しており、PSCのように構造規制を入れる必要はないと考えており、欧米の試験方法に適合すればよいと考えている。

山地委員：簡易ベッドや持ち運びでインターネット検索すると今回想定しているよう

な製品がヒットする。このような言葉を基準の中身に含めてはどうか？

西田委員長：事務局で名称検討もお願いしたい。

河村委員：バシネットの説明の部分に側面を下げてベッドサイドスリーパーとして使用できるものもあるとあるが、側面を下げて使用できるものは今回の基準の対象と考えているのか？

事務局：ベッドサイドスリーパーとして使用できるものは、バシネットの基準とベッドサイドスリーパー、あるいはベビーベッドとベッドサイドスリーパーの基準の両方を満たすことで対象に含める方向で考えている。

野口委員：乳幼児の睡眠用に使用する製品とのことだが、これはPSCの乳幼児用ベッドと同じである。また、チャイルドシートも乳児が寝ているところをよく見かける。これらの基準との整合も議論した方がよいと思う。

事務局：今回検討している一連の製品については共通の安全性品質が多いため、基準間での首尾一貫性を図る必要があると考えている。そのため、乳幼児用ベッドのSG基準についても見直す必要があると考えている。試験方法については欧米で違いがあるものもあるが、どちらがよいのかの判断が難しいため合理的であればどちらでも認める方向で考えている。また、椅子にもなるような製品としては、バウンサーでは、乳児が寝てしまったらベッドに移す旨を本体表示に記載することで整合をとっているが、現実として消費者の対応が難しい部分もあり、リスクについて周知することが大事ではないかと考えている。

井上委員：拘束具等のひも状のものに関する基準があるが、もし対応が可能であればひも状のものは使用不可の方が安全かと思う。

事務局：ひも状のものをを使う製品が存在するため基準があると思われる。ただし、使用不可の方が安全ではあるため、製造事業者が問題ないとの判断であれば、使用不可でもよい考える。

河村委員：今回の検討は、将来の強制規格化も意識して入れていると理解しているが、市場には様々な睡眠用製品が出回っており、これらは全て、何らかの基準の対象となるように考えているのか？

事務局：バシネットの基準の対象に含まれない製品も出てくると思う。他の基準でカバーするとの考えもあるが、ベッドインベッドのように、リスクが大きいため基準が作れないような製品もある。それらの製品は使用禁止にするか、消費者にリスクを周知した上で認める方向になるのではないかとと思う。

(3) ベッドサイドスリーパーの SG 基準の検討

事務局より資料「(専 2)-5-1 ベッドサイドスリーパーの基準作成方針」、「(専 2)-5-2 ベッドサイドスリーパーの基準案」を基に基準案の方向性、具体的な基準案について説明があり以下の質疑応答があった。

永田委員：ベッドサイドスリーパーの基準案は最大 24 か月を対象としたものか？当社では最大 6 歳まで使用できる製品を販売しているがどう考えればよいのか？

事務局：24 月を超える製品については想定していなかったので、検討したい。

山崎委員：ベッドサイドスリーパーとしても使用できる乳幼児用ベッドは、この基準制定後は両方基準の認証取得が必要となるのか？

事務局：現在はそうように考えている。

山崎委員：その場合、両方の SG マークが必要となってくるのか？

事務局：製品は両方の基準に適合する必要があるが、マークの表示方法については無用な負担が生じないように別途検討する。

曾川委員：要件に大人のベッドに確実に固定でき隙間ができないとあるが、①固定する方法については特に規制はないのか？②固定される側の大人のベッドはどのようなものを想定しているのか？また、大人のベッドより床面を 10 cm 下げるとのことだが、これは 10 cm 下げる旨の内容を取説等に記載すればよいのか？

事務局：ベッドサイドスリーパーにはマットレス面から 10 cm の側面高さを構造として求めている。側面上端を大人のベッドの床面に合わせることによって、すき間及び床面高さの規程は満たすとの考えとなっている。これにより、大人のベッドに接する側のベッドサイドスリーパー壁面近くに危険な隙間ができなくなる利点がある。

(4) 幼児用ベッドガードの SG 基準の検討

事務局より資料「(専 2)-6-1 幼児用ベッドガードの基準作成方針」、「(専 2)-6-2 幼児用ベッドガードの基準案」を基に基準案の方向性、具体的な基準案、海外では本製品の使用自体を推奨していない旨の説明があり以下の質疑応答があった。

河村委員：資料内にポータブルベッドレールという言葉がでてくるが、この言葉の定義を教えてほしい。

事務局：米では本製品をベッドレールと言っているため使用した。用語については混乱を招くため見直す。

井上委員：対象年齢としては 18 か月以上よりで ASTM の 2 歳以上の方が安全サイドであるのでよいのではないのか？また、推奨します等の言葉を使用しているが、禁止します等の強めの表現がよいのではないのか。

野口委員：設置の仕方等の具体的な固定方法についても基準で踏み込むのか？

事務局：具体的な固定方法までは要件に含めないが、マットレスとベッドガードのすき間についての試験は要件として求めている。ただ、試験するマットレスによって条件は変わってくるため、日本ではあまり普及していないと思われるウレタンフォームだけのマットレスなどは、ベッドガードを安定させることが難しいこともあり、そのようなマットレスでは使用不可と明記することで除外する考えもあると思う。

4. 次回会合について

事務局から次の説明があった。

- ・第3回専門部会は8月20（水）10:00～12:00で開催する。
- ・第3回専門部会では乳幼児用ベッドについての検討を行う。
- ・今回検討した内容については9月以降の専門部会で審議する予定であるため追加の意見コメント等あれば、8月末までにはお願いしたい。

5. 閉会

- ・製品安全協会/高島理事長より閉会の挨拶を行い第2回専門部会が終了した。

第2回乳幼児睡眠用製品専門部会出欠表（敬称略）

No.	区 分	氏 名	所 属	出欠
1	学識者	西田 佳史	東京科学大学	出席
2		井上 信明	埼玉医科大学総合医療センター	出席
3	消費者	河村真紀子	主婦連合会	出席
4		山地 理恵	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	出席
5	製造・輸入 事業者	石崎 尚樹	石崎家具株式会社	出席
6		松井 慎吾	株式会社カトージ	出席
7		尾崎 泰彦	株式会社キンタロー	欠席
8		山本 正彦	ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社	出席
9		山崎 吉典	株式会社ヤマサキ	出席
10		永田 雅一	株式会社大和屋	出席
11		伊藤 晃浩	株式会社ヤトミ	出席
12		曾川慎之助	株式会社グランドールインターナショナル	出席
13		蒲谷 祐	コンビ株式会社	出席
14		深井 誠	デンビー株式会社	出席
15	流通・販売 事業者	野口福太郎	株式会社赤ちゃん本舗	出席
16		喜田 清香 代理：部会長	日本トイザらス株式会社	出席
17	検査機関	大口 達郎	一般財団法人ボーケン品質評価機構	出席
18		奥野 祐一	一般財団法人日本文化用品安全試験所	出席
19		山本 英俊	テュフズードジャパン株式会社	出席
20		三好 英樹	独立行政法人製品評価技術基盤機構製品安全センター製品安全支援課	出席